

「異文化コミュニケーション」

投稿規定

1. 投稿資格：本誌に投稿または寄稿できる者は以下のとおりとする。
異文化コミュニケーション学会全会員（一般会員、学生会員、法人会員、海外通信会員、名誉会員）および上記以外の者で編集委員会が特に委嘱した者。なお、共著者がいる場合は、筆頭著者のみが会員の資格を有していればよい。
2. 投稿論文の種類：研究論文、調査・実践報告、研究ノート。いずれも執筆者のオリジナルであり、かつ、未発表のものに限る。
3. 投稿論文の形式：論文は英語または日本語のいずれかで執筆されなければならない。
4. 投稿論文の言語と長さ：
和文の論文は、アブストラクト、写真、図、表、引用文献など全てを含めて約 20,000 字以内。
研究ノートおよび調査/実践報告の場合は、アブストラクト、写真、図、表、引用文献など全てを含めて約 12,000 字以内（A4 判、MS 明朝体、10.5 ポイント）。なお、図表は各 200 字として数える。要旨(Abstract)は本文が和文・英文にかかわらず、和文（700 字以内）と英文(350 語以内)で記すこと。さらに、索引検索用に日本語と英語でキーワードを 3 つ要旨(Abstract)の後に記すこと。
5. 論文で使用する言語が、第一言語でない場合は、必ず投稿まえにネイティブによるチェックを受けること。
6. 日本語論文用の執筆要項および学会ウェブ上のテンプレートを参照して書くこと。
7. 引用・引用文献・脚注：和文の論文の書式は、以下の原則によること。
 - (1) 和文の引用文献は、著者名（複数の場合は・を入れる）、発行年、題名、出版社名の順に記述すること。
[例] 石井敏・久米昭元・長谷川典子・桜木俊行・石黒武人(2013)『はじめて学ぶ 異文化コミュニケーション 多文化共生と平和構築に向けて』有斐閣選書
 - (2) 参考文献ではなく引用文献とすること。引用文献に和文と英文の文献がある場合は、和文を先に五十音順で、次に英文をアルファベット順に列挙すること。
 - (3) 本文中の引用の書き方： [例]： 八代・山本（2006）によると・・・
 - (4) 脚注については、本文中の該当個所の右肩に順に番号をうち、脚注自体は本文のあとにまとめて掲載すること。なお、詳細は、学会のウェブサイトにて執筆要項、テンプレート、表題ページ、要旨ページ、チェックリストがあるのでそちらを参照すること。
8. 執筆者による校正は、原則再校までとし、以後はジャーナル編集委員会に一任する。なお、校正の段階での修正は、誤植、誤字・脱字の範囲内で行い、内容に関する加筆・修正は認めない。

9. ジャーナルに掲載された論文の著作権は著者に、著作権は当学会に属する。著者は、掲載された論文の電子化とその公開を承諾するものとする。なお、本紙に掲載された論文をコピーして使用あるいは、個人のウェブサイト上に公開する場合は、ジャーナル編集委員会の許可を得なければならない。

投稿の問い合わせ先：

異文化コミュニケーション学会 SIETAR JAPAN 事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

(株) 国際文献社

[Tel:03-5389-6239](tel:03-5389-6239) Fax:03-3368-2822

E-mail: sieter-post@bunken.co.jp

(2017年3月29日改定)